

厚生労働省の個人向け支援策まとめ（4月30日時点）

| 名前（何に） | 概要（対象者と金額） | 要件/申請者 | 申請方法 | 申請先/問い合わせ先 |
|----------------------------|---|--------------------------------|-----------------|---------------------------|
| 特別定額給付金（生活費） | 住民基本台帳に記録されている者に1人 10万円 を支給 | 申請は 世帯主 | <u>郵送or web</u> | 市町村/総務省HP |
| 子育て世帯への臨時特別給付金（生活費） | 児童手当受給世帯に児童 1人1万円 を支給 | 児童手当受給 世帯 | 申請不要 | 市町村 |
| 緊急小口資金（生活費） | 収入減少者に 20万円 まで無利子無保証で貸付（総合支援資金と併用で 最大80万円 ） | 一時的な資金が必要な 世帯 | 相談→ | 市町村の 社会福祉協議会or労働金庫 |
| 総合支援資金（生活費） | 収入減少者に 月15万円/3ヶ月 まで無利子無保証で貸付（総合支援資金と併用で 最大80万円 ） | 生活の立て直しが必要な 世帯 | 相談→ | 市町村の 社会福祉協議会or労働金庫 |
| 住宅確保給付金（家賃） | 家賃支払困難者に 单身53,700円、2人世帯64,000円 を 3ヶ月 （最長 9ヶ月 ）支給（貸主に振込） ※東京都の目安 | 収入要件/資産要件/求職活動要件を満たす 世帯 | 相談→ | 市町村の 自立相談支援機関 |
| 生活困窮者自立相談支援 | 生活困窮者に生活相談と個別支援を 提供 | 生活困窮した 世帯 | 相談→ | 市町村の 自立相談支援機関 |
| 生活保護 | 生活困窮者に最低生活費に満たない部分を保護費として支給 | 最低生活費を下回る 世帯 | 相談→ | 市町村の 福祉事務所 |
| 社会保険料/税の猶予 | 厚生年金/健康保険/国民健康保険/国民年金/介護保険/国税/地方税等、各種支払いを 猶予 | 一時的に納付困難な 世帯/事業者 | 相談→ | 市町村の各担当課/日本年金機構/国税庁 |
| 持続化給付金（事業資金） | 前年同月比の月商半減した事業者に最大法人 200万円/個人100万円 を支給 | 月商が半減した 事業者 | 原則 web | 持続化給付金HP/経済産業省HP |
| 実質無利子・無担保融資（事業資金） | 売上前年同月比5%減事業者に実質無利子の特別融資枠（ 3億円/6,000万円 、設備20年運転15年、据置5年） | 一時的に事業悪化した 事業主 | 相談→ | 日本政策金融公庫 |
| 傷病手当金（治療費） | 新型コロナ感染し働けず給与が受け取れない個人に 平均給与の約6割 を支給 | 感染し働けない 個人 | 確認→ | 加入健康保険の保険者/市町村 |
| 休業手当/雇用調整助成金 | 会社都合の休業に対しては、 平均賃金の6割 が保障 | 助成金申請は会社 | 確認→ | 勤務先 |
| 小学校休業等対応助成金 | （小学校等休校に対する有給休暇を設けた事業主への助成制度） | 助成金申請は会社 | 確認→ | 勤務先 |
| 小学校休業等対応支援金 | 小学校等休校により働けない日に 1日4,100円 を支給 | 個人事業主 | 郵送 | 厚生労働省HP |
| 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 | 小学校等の臨時休業によるベビーシッター利用料を補助（ 2,200円/枚 の割引券を企業を通じて支給） | 割引券交付申請は会社 | 確認→ | 勤務先/全国保育サービス協会HP |

*下線は手続き詳細未発表のもの

